

## 平成30年度笛吹市特定教育(1号認定)利用者負担額(保育料)表

階層区分	定義	利用者負担額(月額)
1	生活保護法による被保護世帯および中国残留邦人支援給付受給世帯	0円
2	市民税非課税世帯 または均等割額のみの世帯	3,000円
母子等免除		0円
3	所得割額77,100円以下	10,100円
母子等減額		3,000円
4	所得割額77,101円以上 211,200円以下	18,500円
5	所得割額211,201円以上	23,500円

### 【注意事項】

- 年度途中で入所した場合でも、保育料の算定は4月1日時点の児童の年齢で行います。
- 月途中で入・退所する場合、保育料は日割り計算をします。